

法務省が所管する事業を行う事業者等が
取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン

平成16年10月
法 務 省

目 次

第1条(目的)	1
第2条(定義)	3
第3条(利用目的の特定)	6
第4条(取得に際しての原則)	8
第5条(利用目的による制限)	11
第6条(データ内容の正確性の確保)	13
第7条(安全管理措置)	14
第8条(安全管理措置の見直し)	16
第9条(個人情報保護管理者の設置)	17
第10条(従業員の監督及び教育等)	19
第11条(個人データの委託に伴う措置)	20
第12条(第三者提供の制限)	22
第13条(開示等対象個人データに関する事項の公表等)	26
第14条(開示)	28
第15条(訂正等)	30
第16条(利用停止等)	32
第17条(理由の説明)	34
第18条(開示等の求めに応じる手続)	35
第19条(苦情及び問い合わせ等の処理)	38
第20条(漏えいが発生した場合の措置)	39
第21条(個人情報保護方針の策定, 公表)	40

(目的)

第1条 このガイドラインは、個人情報の保護の重要性に加え、法務省関係事業者等が取り扱う個人情報の性質にかんがみ、当該事業者等が取り扱う個人情報の保護のために実施すべき基本的事項を定めることにより、当該事業者等がその業務の実態に応じて個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援、促進することを目的とする。

〔説明〕

本条は、本ガイドラインの目的を定めたものである。本ガイドラインは、近時、民間企業等からの個人情報の漏えい事案が続発していることにかんがみ、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)第7条に基づき平成16年4月2日に閣議決定された「個人情報の保護に関する基本方針」を踏まえ、同法第8条に基づき、法務省が所管する事業を行う事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、個人情報の保護のために実施すべき基本的な事項を示し、当該事業者等が、その取り扱う個人情報の保護を図るために必要な措置を講じるに当たっての具体的な指針として定めるものである。

したがって、本ガイドラインは、第2条の〔説明〕に示したとおり、「個人情報の保護に関する法律施行令」(以下「施行令」という。)第2条において除外されている事業者等も本ガイドラインの適用対象とするものであることから、個人情報の保護に関する法律第32条、第33条及び第34条に基づく法務大臣の権限行使の基準ではなく、事業者等において個人情報保護のために実施することが必要と考えられる事項を示したものである。

本ガイドラインの策定に当たっては、法務省が所管する事業を行う事業者等が取り扱う個人情報には、氏名、生年月日、住所及び電話番号のみならず、犯罪歴や権利義務の得喪に関する情報といった特に慎重な取扱いを要する情報が含まれることを勘案しており、当該事業者等においても、その点を踏まえた個人情報の取扱いが望まれるところである。

本ガイドラインの他に、事業者等に雇用されている従業員の雇用管理に関する個人情報の保護については、平成16年厚生労働省告示第259号「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」に留意する必要がある。

また、本ガイドラインの他に、事業者等の事業の実情に応じて、更なる個人情報の保護を図る必要がある場合には、別途措置を講ずることもあり得る。

なお、事業者団体等が、事業者等の取り扱う個人情報の性質や利用方法等の実態を踏まえつつ、事業分野ごとのガイドラインの策定等に自主的に取り組むことが、個人情報の保護の実効を高める上で期待される場所である。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて「法務省関係事業者等」とは、法務省が所管する事業を行う事業者等で、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。

2 このガイドラインにおいて「開示等対象個人データ」とは、法務省関係事業者等が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、次の各号のいずれかに該当するもの以外のものをいう。

一 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

二 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

三 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

四 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

五 6月以内に消去することとなるもの

3 前2項に規定するもののほか、このガイドラインにおいて使用する用語は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

[説明]

本条では、本ガイドラインにおいて使用する用語の定義を規定している。

1 本ガイドラインの対象となる「法務省関係事業者等」としては、公益法人及び認可法人、企業、個人事業者等が考えられるが、必ずしも法に規定する「個人情報取扱事業者」に限られるわけではない。すなわち、施行令第2条において除外されている、個人情報によって識別される個人の数が過去6月以内の日

に5,000件を超えない者も本ガイドラインのいう事業者等となる。これは、法務省が所管する事業を行う事業者等には5,000件以下の個人情報を取り扱う事業者等も少なくないと思料されること、また、5,000件以下の個人情報を取り扱う事業者等についても、個人情報の保護を図ることの重要性に何ら変わりはないこと、特に、法務省が所管する事業を行う事業者等の中には、個人の権利義務の得喪に関する情報や個人の資産状況等のプライバシーに関する情報又は犯罪歴といった機微な情報を取り扱っている事業者等もあり、個人情報の保護のための措置が強く要請されることから、取り扱う個人情報の量に関係なく、すべての事業者等が個人情報の保護に努めるべきことを規定している。

ただし、法第32条、第33条及び第34条に基づく法務大臣の権限行使は、あくまでも法に規定する「個人情報取扱事業者」に対して行われるものであるため、5,000件以下の個人情報を取り扱う事業者等は対象とならないことはいうまでもない。

なお、「法務省関係事業者等」には、法務大臣の監督権限が及ばない事業者等は含まれない。

- 2 本ガイドラインにおける「個人情報」とは、法第2条第1項に規定する「個人情報」と同義であり、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」で、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含むものである。特定の個人を識別することができるものとしては、氏名が典型例であるが、その他にも、生年月日、住所、電話番号、役職名、個人別の番号（金融機関の口座番号、クレジットカード番号、保険証の記号番号等）など、その情報だけでは特定の個人を識別できなくても、他の情報と容易に照合でき、それらを組み合わせることにより特定の個人を識別できるものも含まれる。

なお、対象となる個人情報は、電子計算機により処理されているかどうかを問わない。公にされているか否か、暗号化されているか否かも問わない。

- 3 「個人情報データベース等」とは、法及び施行令にあるように、個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索できるように体系的に構成したもの、あるいは特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したもので、目次、索引その他検索を容易にするため

のものを有するものをいう。したがって、個人情報がコンピュータ処理されておらず、書面等に記載されている場合であっても、索引等により特定の個人情報を容易に検索できる形で個人情報が管理されていれば、「個人情報データベース等」に当たることになる。

「事業の用に供している」とは、法第2条と同様、反復継続し、社会的に事業と認められているものに対し用いられていることをいい、営利・非営利の別を問わない。

- 4 「個人データ」とは、法第2条第4項に定められているとおり、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。したがって、個人情報であっても、個人情報データベース等において検索可能な状態で体系的に整理されていないものは、「個人データ」ではない。
- 5 「開示等対象個人データ」とは、個人データのうち、開示、訂正、利用停止等の対象となるものであり、事業者等が開示等を行うことができる権限を有する個人データから、存否が明らかになるだけで公益その他の利益が害されるもの及び短期間（6月以内）で消去するものを除いたものである。取り扱う個人情報の量が5,000件以下の事業者等が保有する個人データも含む以外は、法の「保有個人データ」と同義である。
- 6 第3項では、本ガイドラインにおいて使用する用語については、法において使用する用語の例によることを規定していることから、上述した「個人情報」だけでなく、他の用語の定義についても、法と同じである。

(利用目的の特定)

第3条 法務省関係事業者等は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り明確に特定するものとする。

2 法務省関係事業者等がいったん特定した目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

[説明]

本条は、法務省関係事業者等が個人情報を取り扱うに当たって、その利用目的を特定することを定めており、法第15条に対応した規定である。

1 本条第1項は、個人情報を取り扱うに当たっては、どのような目的で個人情報を利用するのかをできる限り明確にすべき旨を定めている。

「利用目的をできる限り明確に特定する」とは、どのような目的で個人情報を取得し、取得した個人情報をどのように利用するかをできる限り具体的に明確にするということである。ただし、個々の取扱いごとの目的ではなく、事業者等が事業を行うに当たっての最終的な利用目的である。

本条の趣旨が、個人情報において識別される本人に不測の損害が生じないように、本人が自己の個人情報の利用範囲を予想できるようにすることであることからすると、「できる限り明確に特定」とは、個別具体的な利用目的をすべて明確にすることまでは求めていないが、ある程度抽象的、一般的であったとしても、実際に個々の取扱いが利用目的の達成に必要な範囲内かどうかを本人が判断できる程度に明確にする必要があることをいう。

実際に、どの程度まで具体的に特定すべきかについては、例えば、会社や法人の場合には、少なくともその定款、寄付行為等に規定されている事業の内容に照らして、本人からみて、自己の個人情報がどのように利用されるかについて、合理的に予想できる程度に明確である必要がある。したがって、定款に記載されている目的程度の特定や、単に「事業に用いるため」といった特定では、明確性に欠けるということになる。例えば、事業者が会員の氏名、住所及び電話番号を取得する場合、「会員情報の管理のため」では足りず、「会員名簿の作成及び発行、情報誌の送付並びに会議や催し物等の連絡を行うため」であれば特定したことになる。

利用目的の特定に当たっては、利用目的の達成に必要な範囲内かどうかについて、事業者等と本人との間に食い違いが生じることがないように、明確性の程度に留意する必要があるが、明確性の程度については、事業の種類や性格、取り扱う個人情報の性質等により異なってくるため、事業者団体等において、ガイドライン等によりその標準を示すことも一つの方法と考えられる。

利用目的は一つである必要はなく、複数の場合もあり得るが、あまりに多数の利用目的を特定することは、分りやすさの点から注意する必要がある。

なお、利用目的は、事業者等の事業の範囲内の利用であることが一般に明らかなものであるべきことは言うまでもない。

- 2 第2項は、利用目的の変更の制限に関する規定である。事業者等が自由に利用目的を変更できるとなると、本人にとっては、自己の個人情報について想定外の利用をされることにより、権利利益の侵害が生じるおそれがあるため、その変更の範囲に一定の制限を設けたものである。「変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」とは、当初の利用目的からみて、変更後の利用目的を想定することが困難でない程度の関連性を有しており、その関連性が社会通念に照らしても妥当と認められることをいう。

(取得に際しての原則)

第4条 法務省関係事業者等は、偽りその他不正の手段により個人情報
を取得しないものとする。

2 法務省関係事業者等は、個人情報を取得した場合は、あらかじめそ
の利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、
本人に通知し、又は公表するものとする。

3 法務省関係事業者等は、前項の規定にかかわらず、直接本人から書
面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識すること
ができない方式で作られる記録を含む。)に記載された当該本人の個
人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を
明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のため
に緊急に必要な場合は、この限りではない。

4 法務省関係事業者等が、利用目的を変更した場合は、変更された利
用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

5 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三
者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事業者等
の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行すること
に対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、
又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあ
るとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

[説明]

本条では、個人情報の取得に際しての原則を定めている。

1 第1項は、法第17条に対応した規定である。個人情報の取得は、事業者等が
個人情報を取り扱う最初の場面であり、この段階で不必要な情報の取得が行われ
ないようにするため、個人情報を取得する場合は、適法かつ適正な手段により取
得することを規定しているものである。したがって、犯罪行為に該当するような

違法な手段により個人情報を取得することはもとより，本人に対して利用目的を隠したり，偽ったり，誤解させたりすることにより個人情報を取得することも許されない。また，第三者への提供制限に違反して個人情報を提供している事業者等から事実を知りつつ取得することも不正な取得に当たると考えられる。

2 第2項は，法第18条第1項と同様の規定を置いたものである。

(1) 事業者等は，あらかじめ利用目的を公表しておくか，取得後に速やかに利用目的を本人に通知するか，通知に代えて公表するものとする。本人が利用目的を知ることによって，自己の個人情報が利用されることに対して必要な注意を払うことができ，その後に本人が適切な対応を可能にするきっかけになることや，本人の不安感の緩和にも資することになるからである。

あらかじめ利用目的を公表している場合

あらためて本人に通知することや公表する必要なし。

あらかじめ利用目的を公表していない場合又は本人以外から個人情報を取得する場合

取得後，速やかに利用目的を本人に通知するか，公表する。

(2) 「通知」の具体的な例としては，文書を郵送する場合，対面若しくは電話での口頭による場合，電子メール又はファクシミリを送信する場合等が考えられる。「公表」は，一般の人ならば誰でも，利用目的を知ろうと思えば知ることができるようにしておくことが求められ，その具体例としては，ホームページへの掲載，パンフレットの配布，事業所の窓口等における書面の掲示等が考えられるが，本人への周知としては「通知」の方が確実性が高いため，できるだけ「通知」を行うことが望ましい。

3 第3項は，契約の締結やホームページの画面での申込み，アンケートへの回答等により，書面で本人から直接個人情報を取得する場合には，利用目的を本人に通知することが困難ではないため，前項の規定にかかわらず，原則として，事業者等は，取得前に本人に対して，その利用目的を本人が明確に認識できるように示すことを規定している。

4 第4項は，法第18条第3項と同様の規定を置いたものである。前条第2項において，利用目的を変更する場合には，変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲でのみ変更し得る旨規定しているが，その範囲内で変更する場合には，変更された利用目的について，本人への通知又は公表を求めるものである。

- 5 第5項は、法第18条第4項各号に該当する場合には通知又は公表が不要であることを規定したものである。

(利用目的による制限)

第5条 法務省関係事業者等は、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないものとする。

2 法務省関係事業者等は、合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

[説明]

1 本条は、あらかじめ本人の同意を得ずに個人情報の利用目的外の利用を行ってはならない旨を規定しており、法第16条と同様の規定である。取得した個人情報を利用目的の範囲を超えて取り扱うことができるとなると、本人に不測の損害を与えるおそれがあるためである。したがって、事業者等が利用目的を超えて個人情報を取り扱うには、本人の同意を得るか、新たな利用目的で取り扱うことについて改めて本人の同意を得る必要がある。

2 第2項は、合併や営業譲渡等により、事業者等が他の事業者等から個人情報を取得した場合は、あくまで承継前に特定されていた利用目的の範囲内で個人情報を取り扱うべきことを規定している。事業を承継したとはいえ、承継前に許容されていなかった利用を承継後の事業者等に認めると、本人に不測の損害を与えるおそれがあるためである。

3 第3項は、例外的に目的外の取扱いが認められる場合を規定している。ただし、これらの事由に該当するケースであっても、目的外の取扱いについて真にやむを得ないと判断できる場合に行うようにすべきであろう。

(第1号の例)

- ア 税務署長に対する支払調書等の提出(所得税法第225条第1項)
- イ 裁判所による文書提出命令(民事訴訟法第223条)
- ウ 裁判所による調査の囑託(民事訴訟法第186条)及び文書送付の囑託(同法第226条)
- エ 弁護士法第23条の2第2項による報告の求め

ただし、上記ウ及びエについては、個々の案件において、囑託等に応じる公共的利益と応じないことにより保護される利益とを比較衡量して、前者が優越する場合は本号に該当する。

(第2号の例)

災害、事故又は犯罪等の危険から生命、身体又は財産を保護するために個人情報利用が必要な場合

(第3号の例)

児童の健全な育成のため、学校、児童相談所、保護観察所及び保護司等の関係者が当該児童の情報交換を行う場合(なお、この場合でも、個々の事案に応じて取り扱う情報の範囲や提供先に留意する必要がある。)

(第4号の例)

- ア 犯罪捜査に協力するために、任意に個人情報を提供する場合
- イ 出入国管理及び難民認定法に基づく入国警備官からの違反調査についての照会に対し、事業者等が協力する場合

(データ内容の正確性の確保)

第6条 法務省関係事業者等は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

〔説明〕

本条は、不正確な情報や古い情報が利用されることによって、個人の権利利益が侵害されることを防止するため、事業者等に対して利用目的の達成に必要な範囲内で正確かつ最新の状態で管理するよう努めることを定めたものであり、法第19条に対応する規定である。

しかしながら、事業者等からすれば、常に正確かつ最新のデータを入手できるわけではなく、ある情報が正確かつ最新であるかを判断することも困難な場合が多いと思われる。したがって、事業者等は、個人データを常時、一律に正確かつ最新にしておく必要はなく、それぞれの利用目的に応じて、必要と考える範囲内で可能な限り正確性・最新性を確保すれば足りるものである。利用目的の達成に必ずしも必要でないと思われる情報（例えば、既に退会した者に関する会員情報）まで正確に保つ必要はなく、また、過去の事実を記録しておくことが利用目的にかなう場合にまで最新の内容にすることを求めるものではない。

正確性・最新性の確保の要請は、取り扱う個人情報の取得方法、性質等により異なるが、例えば、事業者等において、個人情報に変更が生じた場合に本人からの情報提供を受け付け、その内容を更新するための手続を整備するなど、適切な措置を講じるよう努めることが求められる。

(安全管理措置)

第7条 法務省関係事業者等は、個人データの漏えい、滅失又はき損等の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じるものとする。

〔説明〕

個人情報の漏えい等が発生した場合には、本人の権利利益が侵害される危険性が高く、近年のIT化の進展により、その危険性は増大している。そうした危険に対応するため、本条では事業者等に個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を求めるものであり、法第20条に対応した規定である。

なお、個人情報の取得後の場面であるため、個人情報データベース等により管理された「個人データ」が対象となる。

一般に、個人データの安全管理措置は、組織的な安全管理措置と技術的安全管理措置に大別される。

組織的な安全管理措置の例

個人データの管理に関する責任者の設置とその権限、責任の明確化等組織体制の整備

個人データの保護に関する内部規程の整備

個人データ取扱マニュアルの作成

個人データの委託先の選定基準の策定、委託契約における安全管理の条項の整備

従業員に対する教育・研修等の実施

個人データを取り扱っている部屋への入退室管理

個人データへのアクセス権限を付与する者の限定

個人データへのアクセス状況の監視（アクセス履歴の記録等）

個人データの事務所外への持出しの制限（個人データを持ち出す権限を付与する者の限定、持出し手段の限定等）

個人データの保管場所の施錠及び鍵の管理

技術的安全管理措置の例

個人データのアクセス権者へのID・パスワードの付与

個人データを取り扱うシステムのセキュリティレベルの高度化（外部から

の不正アクセス防止の機能をもつソフトウェアを組み込むシステムの設定等)

外部のネットワークからの個人データを取り扱うシステムの遮断

外部のネットワークと接続しているコンピュータへのファイアウォールの設置

外部のネットワークにより個人データを送受信する場合のデータの暗号化

なお、実際にどのレベルの安全管理措置を講ずるべきかは、事業の種類、規模、取り扱う個人情報の量、性質及び管理状況等により異なってくるため、事業者等において、それらに応じて適切に措置する必要がある。

(安全管理措置の見直し)

第8条 法務省関係事業者等は、個人データの保護を維持するために、安全管理措置について、定期的にその実施状況の検証を行い、必要な見直しを行うものとする。

〔説明〕

本条は、社会経済情勢の変化、技術の進歩等に応じて情報の取得・管理方法や情報流出の態様等が変化していくことが予想されるが、事業者等がそれらにも適切に対応できるよう、定期的に安全管理措置の実施状況を検証し、その結果に基づいて必要な見直しを行うことにより、安全管理措置の実効性を確保していくべきことを規定している。

(個人情報保護管理者の設置)

第9条 法務省関係事業者等は、個人データの取扱いに関する責任者(以下「個人情報保護管理者」という。)を指名し、安全管理措置の実施に関する権限及び責任を与え、その業務を行わせるものとする。

[説明]

- 1 本条は、事業者等が個人データの取扱いに関する責任者(以下「個人情報保護管理者」という。)を定め、その者に安全管理措置の実施に関する権限を付与し、実施責任者として業務を行わせることを定めている。これは、事業者等において、個人データの取扱いに関する責任者及びその責務を明確に定めることにより、内部における責任体制の確立を図ろうとするものである。個人情報保護管理者となる者の人数については、特段の制限はないが、複数人の場合には責任が不明確にならないように役割分担を明確にすることが必要である。また、事業所内における統一した取扱いのためには、統括責任者を置くことも考えられる。なお、個人情報保護管理者の資格についても、特段指定するものではないが、対外的に責任を持つことができる者が選出されることが望ましい。
- 2 個人情報保護管理者が負うべき責務として、個人データの保護を実効あらしめるために、内部規程の整備を始めとする安全管理措置を実施し、従業員へ周知徹底すること、また、個人データの取扱いが内部又は委託先で適正に行われているかどうかの監督等を行うことが求められる。
- 3 安全管理措置の実施に当たっては、個人データを適正に取り扱うための内部規程を整備することが特に必要と考えられる。

従業員の過失を原因とする個人データの漏えい事案が相次いで発生していることをかんがみると、事業者等において個人データの保護を実効あらしめるためには、内部における個人データの取扱いに関するルールを明確化し、それに従った運用を行うことが重要である。

内部規程に盛り込む事項としては、

事業者等内の各部署における個人データの取扱いに係る権限・責任に関する事項

個人データの安全管理措置に関する事項

本人からの開示、訂正及び削除の求めに関する事項

苦情処理の手続に関する事項

等が考えられる。

- 4 個人情報保護管理者の設置以外にも、事業者等において、安全管理措置の実施状況について監査を行う監査責任者の設置，個人情報保護管理者の事務を補佐する者の設置等，個人データの適正な取扱いを確保するための内部管理体制の整備が図られることが望まれる。

(従業者の監督及び教育等)

第10条 法務省関係事業者等は、安全管理措置その他の個人データの適正な取扱いの確保のため、従業者に対し、必要かつ適切な監督、教育等を行うものとする。

[説明]

本条は、個人データの適正な取扱いを従業員の側から確保するため、事業者等が、従業者に対して必要かつ適切な監督、教育等を行うことを求めるものであり、法第21条に対応する規定である。

「従業者」は、事業主との間の雇用関係の有無にかかわらず、事業主の組織内においてその指揮監督を受けて事業主の業務に従事している者をいい、非常勤職員や派遣社員も含まれる。

言うまでもなく、個人データの安全管理のためには、実際に個人データを取り扱う事務に従事する職員が、法令や本ガイドラインの趣旨を理解するとともに、安全管理措置を遵守することが必要である。実際に個人データが漏えいした事案では、従業者の過失・故意によるものが多く見受けられるが、これらは個人情報保護の重要性に関する認識の欠如に起因するところが多いことから、事業者等は、研修等を実施するなどして従業員の意識の啓発を図ることが大変重要である。また、個人データがコンピュータ処理される場面が増えている現状においては、従業員に正確な技術的知識を習得させることが個人データの漏えいやき損等の防止につながるため、知識・技術の習得のための教育・訓練を実施することも有効であろう。これら意識及び知識・技術の向上を図ることによって、従業者の監督の面から個人データに関するセキュリティを高めることが期待される。

(個人データの委託に伴う措置)

第11条 法務省関係事業者等が個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、個人データの保護について十分な措置を講じていると認められる者を選定するとともに、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 法務省関係事業者等は、前項の監督を行うに当たっては、委託契約等において次に示す事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 委託を受けた者の個人データの取扱いに関する事項
- 二 委託を受けた者の秘密の保持に関する事項
- 三 委託された個人データの再委託に関する事項
- 四 契約終了時の個人データの返却等に関する事項

[説明]

企業等における情報処理業務等のアウトソーシングが増加している現在、個人データの漏えいの防止には委託先における安全管理が重要な意味を持っている。現に、個人データの漏えい事案では、委託先から漏えいしたケースが多く見受けられることから、委託先の監督には特に留意する必要がある。そこで、本条は、第7条に規定している安全管理措置の一環として、事業者等が個人データの取扱いを他の者に行わせる場合において行うべきことを規定しており、法第22条に対応する規定である。

1 第1項は、委託先(例としては、個人情報を入力・編集等の処理を行う者や名簿等を出版する際の印刷業者等が挙げられる。)の選定に当たっては、適切な取扱いができると認められる者を委託先として選定することを規定している。具体的には、委託先において、個人情報保護のための内部規程の整備、技術的なセキュリティ対策、従業員に対する教育その他必要な安全管理措置がなされているかを考慮することになると思われるが、できる限り事業者等において委託先の選定基準を設けることが望ましい。

「必要かつ適切な監督」としては、委託契約に盛り込まれた安全管理措置等が適切に遵守されるよう、委託先に対して確認・監督することが求められる。

なお、委託先からさらに再委託がなされた場合においても、最初の委託を行った事業者等は、委託先による再委託先の選定及び監督について、委託先を監督す

ることが求められる。

2 第2項は、事業者等が委託先を監督するに当たって、委託先における個人情報の保護を担保するため、委託契約において盛り込むことが望まれる事項を定めている。

(1) 委託を受けた者の個人データの取扱いに関する事項

(例) 目的外の利用の禁止、持出しの禁止、外部への提供の禁止、複写・複製・加工の禁止等個人データの漏えい等の防止のために委託先に求める措置(事業者等が講じているものと同レベルの措置が講じられるのが望ましい。)及びそれが遵守されているかを確認・監督する権限等

(2) 委託を受けた者の秘密の保持に関する事項

(例) 委託先の従業員が、委託に当たって知り得た秘密を保持すべきこと等

(3) 委託を受けた者が委託された個人データを再委託する場合における当該再委託に関する事項

(例) 委託された業務の処理を第三者に再委託することを禁止すること、再委託を行うに当たっては委託元の同意を必要とすること等

(4) 契約終了時の個人データの返却等に関する事項

(例) 委託処理が終了した場合には、直ちに個人データを返却、消去又は廃棄すること等

なお、列挙されている以外にも、個人データの漏えい等の事故が発生した場合の報告義務、事故時における委託元と委託先との責任関係、委託処理期間、委託契約書等の書面又は電磁的記録を個人データの保有期間にわたり保存すべきこと等の事項を盛り込むことが望まれる。

(第三者提供の制限)

第12条 法務省関係事業者等は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 法務省関係事業者等が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

3 法務省関係事業者等は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

〔説明〕

1 本条は、事業者等は、原則として、本人の同意その他法で認める場合を除き、

個人データを第三者に提供してはならないことを定めるとともに、個人データの提供を受ける者が「第三者」に該当しないこととなる場合等について定めており、法第23条に対応する規定である。

- 2 「第三者」とは、個人データを提供しようとする事業者等及び当該個人データに係る本人のいずれにも該当しない者をいい、自然人、法人その他の団体を問わない。ただし、本条第2項各号に規定する者は「第三者」に該当しないこととしている。
- 3 事業者等は、個人データの第三者への提供は、原則として利用目的の範囲内で行うべきであることは言うまでもないが、個人データの第三者への提供については、個人データを提供された本人からみれば、自分が知らないうちに第三者に情報が提供されると、本人に不測の損害をもたらす危険性が大きいことから、原則としてあらかじめ本人が同意した場合にのみ、事業者等が個人データを第三者に提供できることとしている。

本人の同意を得るに当たっては、事業者等から本人に対して、以下の各事項について示すことが望まれる。

個人データの提供先、 第三者に提供される個人データの種類、 第三者への提供の手段、 提供先での個人データの利用目的及び方法

- 4 第1項ただし書については、第三者への提供の制限の例外として、第5条と同様に、第三者への提供を禁止することにより本人の権利利益を保護する必要性と比較して、一定の社会公共の利益や他の権利利益を保護する必要性が上回る場合について規定したものであり、この規定については、個人情報の目的外利用の禁止に例外を設けた第5条第3項を参照されたい。
- 5 法第23条第2項においては、本人の求めによる提供停止（オプトアウト）の仕組みについて規定している。具体的には、事業者等が本人からの求めに応じてその本人に係る個人データの提供を停止することとし、かつ、その旨をあらかじめ本人に通知するか、本人が容易に知り得る状態に置くという手続を採ることにより、本人の同意がなくても個人データの第三者提供が認められるものである。これは、大量の個人データを広く一般に提供する事業者等を念頭に置いた規定といわれているが、個人データの保護のためにはできる限り例外を少なくすべきこと及び法務省が所管する事業の実情にかんがみ、本ガイドラインにおいては法第23条第2項のオプトアウトに関する規定は設けていない。
- 6 第2項は、本人との関係において個人データを提供する事業者等とそれを受け

ることとなる者とを一体のものとして取り扱うことが適当な場合について、個人データを受け取る相手方を「第三者」に該当しないものとして、三つの類型を規定している。

(1) 事業者等が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合

この場合については、事業者等自身による取扱いであるとみることにし、受託者は、本条の第三者に該当しないこととしている。具体的な例としては、データの入力など、情報処理を委託するために個人データを提供する場合などが挙げられる。

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
合併や営業譲渡、分社化等に伴って顧客情報等の個人データが提供される場合である。

(3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合

個人データを一定の手続の下で、特定の者との間で共同利用する場合は、その特定の者との間で個人データを提供し合うに当たって、あらかじめ本人の同意を得る必要はない。この場合、次の事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いておく必要がある。

特定の者と共同で利用すること

共同で利用される個人データの項目

共同して利用する者の範囲

利用する者の利用目的

当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

「共同して利用する者の範囲」とは、共同利用者の範囲が明確であれば個別列挙までは要しないが、単に「グループ」と記載するのみでは、一般人に共同利用者の範囲が明確であるとはいえない。

「当該個人データの管理について責任を有する者」とは、当該個人データに係る苦情処理の責任を負い、個人データの内容等について、共同で利用する者の中で第一次的に開示、訂正等、利用停止等を行う権限を付与されている者をいい、複数であっても差し支えない。

7 第3項は、共同利用の場合の利用目的、管理に関する責任者に関する変更手続を規定するものであり、これらについては、共同利用を始めるときと同様、変更する前に、その内容を本人に通知するか、本人が容易に知り得る状態に置くこと

を規定している。

なお、「本人が容易に知り得る状態」については、本人が知ろうと思った時点で、通常の実力の範囲内で知り得ることが必要であり、単に一時的に公表すればよいというものではなく、公表が継続的に行われている状態をいうものであり、具体的には、インターネットのホームページに継続的に掲載すること、事務所の窓口等への掲示・備付け、パンフレットへの掲載・配布などの方法が該当する。「容易に」としているのは、事業者等から、主体的に本人に対して、個人データの利用目的に関する情報を提供することに力点を置いたものであり、事業者等が電話で本人からの問い合わせに回答する場合は含まれない。

(開示等対象個人データに関する事項の公表等)

第13条 法務省関係事業者等は、開示等対象個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置くものとする。

- 一 当該法務省関係事業者等の氏名又は名称
- 二 すべての開示等対象個人データの利用目的(第4条第5項第1号から第3号までに該当する場合を除く。)
- 三 次項、次条第1項、第15条第1項又は第16条第1項若しくは第2項の規定による求めに応じる手続(第18条第5項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)
- 四 当該法務省関係事業者等が行う開示等対象個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 五 当該法務省関係事業者等が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

2 法務省関係事業者等は、本人から、当該本人が識別される開示等対象個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 前項の規定により当該本人が識別される開示等対象個人データの利用目的が明らかな場合
- 二 第4条第5項第1号から第3号までに該当する場合

3 法務省関係事業者等は、前項の規定に基づき求められた開示等対象個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

〔説明〕

1 本条は、第4条第2項において、個人情報を取得した事業者等は、その利用目的を本人に通知するか又は公表することを定めているが、本条第1項は、開示等対象個人データの取扱いに関する透明性を確保する観点から、事業者等が開示等対象個人データを保有している期間において、一定の場合を除き、当該事業者

等の氏名又は名称，個人情報の利用目的，開示等の求めに応じる手続等を本人の知り得る状態に置くこと等について定めており，法第24条に対応する規定である。

2 第1項は，公表等すべき事項を規定している。

(1) 第1項第1号の「事業者等の氏名又は名称」については，開示等対象個人情報の取扱いに関する責任の所在を明らかにするものであり，「氏名」は個人事業者の場合，「名称」は法人事業者の場合である。

(2) 第1項第2号の「すべての開示等対象個人情報の利用目的」については，個人情報に関し，その取扱いについて，利用目的による制限を実効あらしめるようにするために，括弧書きの場合を除き，開示等対象個人情報の利用目的を明らかにすることを求めているものである。

(3) 第1項第3号については，開示等の求めに応じる手続は，第14条の規定等に基づき事業者等が定めることとなるが，本人が容易に利用できるよう，求めを受け付ける場所，方法，本人確認の方法等の手続について定めた場合には，本人の知り得る状態に置くことについて規定している。

また，開示等に係る本人の求めに応じる際に，手数料を徴収する場合は，本人に対して手数料の額が事前に明らかにされていることが適当であり，括弧書きでその旨を確認的に規定したものである。

3 第2項は，事業者等が，本人から，当該本人が識別される開示等対象個人情報の利用目的について通知を求められたときは，その利用目的を通知するものとするを規定するものである。

第2項第1号は，第1項の規定により本人が知り得る状態に置かれた開示等対象個人情報の利用目的が明らかな場合については，本人は事業者等に利用目的を通知することを求める必要はないものと考えられることから，当該通知を免除するものである。

4 第3項は，本人から開示等対象個人情報の利用目的の通知を求められた場合に，事業者等において第2項ただし書に該当するものとして当該開示等対象個人情報の利用目的を通知しない旨を決定したときは，その旨を本人に通知することについて規定するものである。

(開示)

第14条 法務省関係事業者等は、本人から、当該本人が識別される開示等対象個人データについて開示（当該本人が識別される開示等対象個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められた場合は、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該開示等対象個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該法務省関係事業者等の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 法令に違反することとなる場合

2 法務省関係事業者等は、前項の規定に基づき求められた開示等対象個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

3 法令により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される開示等対象個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の開示等対象個人データについては、同項の規定は、適用しない。

[説明]

1 本条は、事業者等が、本人から、当該本人に関する開示等対象個人データの開示を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法、又は開示の求めを行った者が同意した方法により、遅滞なく、開示する旨を定めており、法第25条に対応する規定である。開示の求めがされた場合、事業者等は、本人に対し、当該本人の開示等対象個人データの存否を含めてその内容を知らせることになり、その方法としては、面談における文書の閲覧、交付若しくは文書の郵送又はコンピュータ画面の閲覧等が考えられるが、本人が同意すれば、電子メール、ファックスによる送信、電話等の様々な方法が可能である。

事業者等が保有する開示等対象データがすべて開示の対象となるわけではなく、開示の例外として、第1項ただし書各号に該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

本人の権利利益を害するおそれがある場合としては、病名や健康状態に関する情報を本人に開示することにより、本人に対し精神的・身体的な悪影響を及ぼすおそれがある場合等が考えられる。

また、第三者の権利利益を侵害するおそれがある場合としては、開示を求められた開示等対象等個人データの中に第三者の個人情報や企業のノウハウ等が含まれている場合等が挙げられる。

(2) 当該事業者等の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
人事評価情報のように、開示することにより、人事管理に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等である。

(3) 法令に違反することとなる場合

開示等対象個人データを開示することにより、法令による守秘義務違反となる場合等である。

2 第2項は、事業者等が、開示の求めを受けた開示等対象個人データについて、その全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知することを定めるものである。

3 第3項は、法令の規定により、本条第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される開示等対象個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、第1項の規定は適用せず、本項に基づく開示は不要となる旨を規定している。

法令の中には、本人に関する情報を開示する規定を既に設けているものもあり、その場合は、本条による開示の措置と法令による開示の措置の双方を重複して認める必要がないことから、本規定を置いている。

(訂正等)

第15条 法務省関係事業者等は、本人から当該本人が識別される開示等対象個人データの内容が事実でないという理由によってその内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該開示等対象個人データの内容の訂正等を行うものとする。

2 法務省関係事業者等は、前項の規定に基づき求められた開示等対象個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知するものとする。

[説明]

本条は、事業者等が保有する開示等対象個人データに関して、本人から当該本人に関する開示等対象個人データの内容が事実でないという理由から、その内容の訂正、追加又は削除を求められた場合には、当該開示等対象個人データの内容の訂正、追加又は削除を行うことを定めており、法第26条に対応する規定である。

これは、個人情報の取扱いに関して、情報主体たる本人が関与することによって、当該個人情報に誤った状態のまま使用されることによる権利利益の侵害を防止しようというものであり、第6条で規定する個人データの正確性・最新性を担保しようとするものである。

1 本人が訂正等を求めるに当たっては、当該本人に関する開示等対象個人データの内容が事実でないという理由があることを要件としており、当該理由は、単なる本人の主観的な判断では足りず、客観的・合理的な説明が必要とされる。

2 事業者等は、本人からの訂正等の求めに対し、必要な調査を行った上で、請求に応じて訂正等を行うか、行わないかを判断し、その決定について、本人に対して、遅滞なく通知することになる(訂正等を行ったときは、その内容を併せて通知する。)。調査や通知の期間の「遅滞なく」については、ケース・バイ・ケースで適切に対応する必要があるが、客観的に見て合理的な期間であるべきであり、

特別な事情なくいたずらに長期間にわたることは認められないと言えよう。

事業者等が必要な調査を行った結果，保有する開示等対象個人データの内容が事実と相違するか否かが不明確である場合には，訂正等を行う必要はないと考えられる。

- 3 法令で定められた特別の手續により個人情報の訂正等ができる場合は，当該手續により訂正等が行われるべきであり，事業者等において行う必要はない。
- 4 事業者等は，「利用目的の達成に必要な範囲内において」訂正等を行うべきであるため，例えば，過去のある時点における事実を記録しておくことが利用目的にかなう場合にまで，現在の事実に合致するよう訂正する必要はない。

(利用停止等)

第16条 法務省関係事業者等は、本人から、当該本人が識別される開示等対象個人データが第4条第1項の規定に違反して取得されたものであるという理由又は第5条の規定に違反して取り扱われているという理由によって、当該開示等対象個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該開示等対象個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該開示等対象個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 法務省関係事業者等は、本人から、当該本人が識別される開示等対象個人データが第12条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該開示等対象個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該開示等対象個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該開示等対象個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 法務省関係事業者等は、前2項に規定する求めについて、利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

〔説明〕

本条は、事業者等が、本人から、当該開示等対象個人データの利用の停止若しくは消去を求められた場合又は第三者への提供の停止を求められた場合に、その求めに理由があれば、当該開示等対象個人データについて利用の停止若しくは消去又は

第三者への提供を停止することを定めており，法第27条に対応する規定である。

- 1 本人が利用停止等又は第三者への提供の停止を求めるに当たっては，本人の主観的な判断だけでは足りず，客観的・合理的な理由が必要とされるのは，第15条のとおりである。なお，訂正等の求めの際とは異なり，遅滞なく調査することは求めているが，事実の確認を行う必要がないということではない。
- 2 第1項において，「必要な限度で...利用停止等を行うものとする」としているのは，例えば，目的外利用の場合，利用をすべて止めるべきということではなく，目的外で利用している部分のみを利用停止等すればよいということである。
- 3 第三者への提供を停止する場合，それ以前に提供された開示等対象個人データを回収すべきかについては，第2項はあくまでも将来の提供を停止するものである。
- 4 利用停止等や第三者への提供の停止には例外がある。すなわち，これらの措置に多額の費用を要する場合その他これらの措置を採ることが困難な場合であって，本人の権利利益を保護するために必要な代替措置を採るときは，それをもって代えることができる。具体的な例としては，名簿を大量に出版している場合に，その印刷物中の個人情報の一部に不正な方法により取得された個人情報が含まれていた場合，それを全部回収し，廃棄し，再度印刷する代わりに，本人に対して金銭の支払いを行うことが挙げられる。実際にどのような代替措置を採るべきかは，具体的な事案に応じて，本人の権利侵害の程度も考慮しながら適切に判断されることが望まれる。

(理由の説明)

第17条 法務省関係事業者等は、第13条第3項、第14条第2項、第15条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

〔説明〕

本条は、事業者等が、本人から利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又は第三者への提供の停止を求められたにもかかわらず、本人から求められた措置を採らなかったり、本人が意図する措置と異なる措置を採る旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努める旨を定めたものであり、法第28条に対応する規定である。

これは、事業者等の説明責任を明確にすることによって、不当な不開示等の決定を防ぎ、本人の権利利益を確保しようとするものである。

(開示等の求めに応じる手続)

第18条 法務省関係事業者等は、第13条第2項、第14条第1項、第15条第1項又は第16条第1項若しくは第2項の規定による求め(以下この条において「開示等の求め」という。)に関し、その求めを受け付ける方法として次に掲げる事項を定めることができる。

一 開示等の求めの申出先

二 開示等の求めに際して提出すべき書面(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)の様式その他の開示等の求めの方式

三 開示等の求めをする者が本人又は代理人であることの確認の方法

四 手数料を徴収する場合はその徴収方法

2 法務省関係事業者等は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる開示等対象個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、法務省関係事業者等は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、開示等対象個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとるものとする。

3 法務省関係事業者等は、次に掲げる代理人による開示等の求めに応じるものとする。

一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

二 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

4 法務省関係事業者等は、開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないように配慮するものとする。

5 法務省関係事業者等は、第13条第2項の規定による利用目的の通知又は第14条第1項の規定による開示を求められたときで、当該措置の実施に関し、手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めるものとする。

{ 説明 }

本条は、開示等の求めに対し円滑かつ適正な処理を行うために、受付手続を明確にし、本人と事業者等の双方の負担の軽減を図ることを目的として定めたものであり、法第29条及び第30条に対応する規定である。

1 第1項の「その求めを受け付ける方法として次に掲げる事項を定めることができる」とは、開示請求の窓口の設置、身分証の提示や委任状の提出等による本人又は代理人であることの確認方法、申請書の様式など開示等の求めを受け付ける方法を定めることができるというものである。本規定に基づいて、「求めを受け付ける方法」を定める義務はないが、事業者等が、当該受付方法を定めた場合には、本人は、定められた方法に従って、開示等の求めを行う必要がある。

また、事業者等は、「求めを受け付ける方法」を定めたときは、当該受付方法を公表するなどして、当該本人が知り得る状態にしておく必要がある（第13条第1項参照）。

2 第2項の「その対象となる開示等対象個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる」とは、事業者等が事業部門や支部別に、あるいは取得年月日別に開示等対象個人データを保有している場合には、本人からの「開示等の求め」が当該本人に関するどの部分を対象としているのかが特定されていなければ、事業者等は多大な負担を負い、本来の業務に支障を及ぼすおそれがあることから、事業者等は、本人に対し、開示等の求めについて、具体的にどの部分を対象とするのかの特定を求めることができることとするものである。

なお、事業者等は、本人の特定が容易にできるように、保有する開示等対象個人データの区分を示す等の措置をしておくことが望ましい。

3 第3項は、開示等の求めに関して、本人が遠隔地に居住している場合や疾病等で当該本人に係る情報を自ら求めることができない場合もあることから、代理人による求めにも応じることを定めている。ただ、開示等対象個人データの内容によっては、代理人であるからといって、求めを認めてしまうと当該本人との関係で利益相反となるおそれもあることから、代理人になり得るものの範囲を規定している。

4 第4項は、事業者等は前3項の規定に基づき、開示等の求めの手続を定めることができるが、当該手続に膨大な書類を要したり、煩雑な手続を要する等、求めを行う本人に対し、過重な負担を課すものとなつては、求めを阻害するこ

とになりかねないことから，これらによる本人の関与を制限されることを防止するために規定しているものである。

- 5 第5項については，事業者等が手数料を徴収する場合，その額については，開示等の求めの処理に要した実費を回収する程度でなければならない旨を規定しているものである。

(苦情及び問い合わせ等の処理)

第19条 法務省関係事業者等は、個人情報の取扱いに関する苦情，問い合わせ等に対して迅速かつ適切に対応するとともに，そのために必要な体制の整備に努めるものとする。

[説明]

個人情報が適切に取り扱われていないおそれがある場合に，本人において苦情等を事業者等に申し出て，適切な取扱いを求める方法を確保しておくことは，個人情報の保護のためには重要な意味を持つ。そこで，本条は，事業者等が，苦情及び問い合わせ，相談等を適切かつ迅速に処理するとともに，そのために必要な体制を整備するよう努めることを定めたもので，法第31条に対応する規定である。

苦情等は，個人情報の取扱いに関するものであれば，特に限定されるものではなく，本人からの苦情等に限られない。

適切かつ迅速な苦情等の処理のために必要な体制の整備としては，苦情等の処理担当者の設置及び当該担当者に対する教育，苦情等を受け付ける窓口や部署の設置，苦情等の処理手続の整備等が考えられる。事業者等においては，苦情等の受付に当たっては，電子メールや郵便などの多様な方法での申出を受けられるような体制にしておくことが望ましい。また，個々の苦情等の処理にとどまるだけでなく，苦情等から把握できる問題点等をその後の個人情報の取扱いの改善に反映できるような体制を確立することが必要であろう。

(漏えいが発生した場合の措置)

第20条 法務省関係事業者等は、個人情報の漏えいが発生した場合は、事実関係等を本人に速やかに通知するとともに、再発の防止に努めるものとする。

〔説明〕

本条は、個人情報の漏えいが発生した場合における事業者等が採るべき措置について規定している。

情報通信技術が発達し、個人情報がコンピュータ処理される場面が増加している現在、いったん、個人情報が漏えいしてしまうと、インターネット等を通して際限なく流出し、2次被害や類似事案の発生により、本人の権利利益に甚大な損害を与える危険性がある。

そこで、まず、本人において漏えい事案に迅速に対応することを可能とするため、事業者等において、漏えいの事実関係、つまりはどのような種類、内容、件数の個人情報がどのような経路でどこまで流出したのか、それにどう対応しているのか等につき、速やかに本人へ通知することを定めている。

あわせて、2次被害の防止及び類似事案の発生回避等のため、個人情報の漏えいが発生した場合には、漏えいの再発防止のための方策を講じるべきであることを定めている。

(個人情報保護方針の策定，公表)

第21条 法務省関係事業者等は，個人情報の保護に関する方針を定め，公表するよう努めるものとする。

〔説明〕

本条は，事業者等が，個人情報の保護に関する方針（いわゆるプライバシーポリシー）を策定し，外部に公表するよう努めることにより，事業者等の個人情報の取扱いについての社会的な信頼性を確保するとともに，事業者等の個人情報の取扱いの適正性を担保しようとするものである。

個人情報保護方針は，事業者等の個人情報の取扱いに関する考え方，方針を分かりやすく説明したものであり，第7条に規定する安全管理措置の一環として，事業者等において個人情報保護のために採る措置や手続を定めた内部規程とは異なる。

個人情報保護方針に盛り込む事項としては，

個人情報保護法その他関係法令の遵守

本ガイドラインに則した個人情報の取扱い

利用目的の達成に必要な範囲内での個人情報の取扱いや安全管理措置の実施等

苦情等に適切に応じること及びその申出先

等が考えられる。